

13章 資料編

【目次】

- (1) 第2次協働のまちづくり推進計画の策定経緯 …P46
 - ①協働推進会議
 - ②MIYOSHI まちづくり工房（まちづくりワークショップのまとめ）
 - まちづくりネット・協働推進本部共催
 - ③住民参加事務事業調査の結果概要
 - 協働推進本部

- (2) 協働のまちづくり条例・同施行規則 …P58

- (3) 協働のまちづくり啓発リーフレット（平成20年6月全戸配布） …P65

- (4) 淑徳大学との連携協力に関する包括協定書 …P67

①協働推進会議（第2次協働のまちづくり推進計画策定会議）

開催日程

第1回	平成23年6月30日（木） 午後1時30分～3時30分
	主な内容 ①5年間の「協働のまちづくり」成果と課題 ②第2次協働のまちづくり推進計画策定方針（案）について
第2回	平成23年12月21日（水） 午後1時30分～3時55分
	主な内容 ①「まちづくり工房」の結果について ②住民参加事務事業の調査結果について ③第2次協働のまちづくり推進計画素案について
第3回	平成24年2月21日（火） 午後1時30分～3時45分
	主な内容 ①第2次協働のまちづくり推進計画素案について ・追加、修正点及び第2期協働アクションプランについて
第4回	平成24年4月27日（金） 午前9時30分～11時15分
	内容 ①第2次協働のまちづくり推進計画素案について

策定委員名簿

1	まちづくりネットワーク (以下まちネット)	山本和男 (座長)
2	区長会	寺尾 雅治
3	淑徳大学	駒崎 久明
4	まちネット(健康福祉)	柄澤 榮
5	まちネット(みどり環境)	原 芳彦
6	まちネット(都市安全)	渋谷 弘
7	まちネット(産業観光)	勝山 均
8	まちネット(教育文化)	藤崎 滋男
9	社会福祉協議会	山崎 百恵 (～24.3)
10	NPO法人ふじみの国際交 流センター	荒田 光男
11	三芳町消防団	鈴木 章記
13	体育協会	鈴木 孝児
14	公募委員	横山八重子

町協働推進本部員		
1	町長（本部長）	林 伊佐雄
2	副町長（副本部長）	森田陽一郎
3	教育長（副本部長）	桑原 孝昭
4	健康増進課長	金井塚和之
5	こども支援課長	江原 豊次
6	都市計画課長	中嶋 昇
7	環境課長	早川 和男
8	道路交通課長	小林 孝好
9	観光産業課長	佐久間文乃
10	文化財保護課長	松本 富雄
11	自治安心課長	伊東 正男
※平成23年度 福祉課長、社会教育課長		

②「MIYOSHI まちづくり工房」

平成23年度 協働のまちづくり学習会

～講演とワークショップ～ (結果概要)

1 趣旨

町在住・在勤の方、まちづくりネット会員、各種団体、役場職員など様々な人が集まりまちづくりへの一歩をふみ出すきっかけとして公開で開催した。また、第2次協働のまちづくり推進計画作成の一環としても開催した。

2 開催日時・場所・来場者数 (まちづくりネット会員・職員含む)

日時	場所	参加者
9月25日(日) 午前10時～15時30分	三芳町総合体育館	63名

3 内容 基調講演 10:00～12:00

「自治と協働って何？」

講師 牧瀬 稔 氏 (町政策研究所アドバイザー)

ワークショップ 13:30～15:30

5分野に分かれて実施 (各分野の詳細は次のとおり)

健康福祉分野

○1人暮らし高齢者対策
・(独居高齢者)1人暮らしをあらゆることの相談にのってあげる
・1人暮らしの高齢者
・1人暮らしの高齢者の把握
・すべての人々が住みよい社会(自分も楽しむ)
・高齢者で1人暮らしをサポート(支援)する

○見守り支援 ●×11
・孤立死防止
・防災のために老人世帯の人数の調査
・高齢者、障害者の安否確認
・災害時要援護者=福祉対象の実態把握
・孤立者、孤独者の解消
・1人暮らしの高齢者の見守り
・独居高齢者の安否確認

○コミュニケーション支援・サロン活動 ●×2
・気楽に誰もが立ち寄れる場所を作ろう
・子どもサロン設立
・高齢者がいつでもコミュニケーションが取れる仕組み(1人暮らしは寂しい、孤独死を無くす)
・隣近所コミュニケーション
・高齢者同士の助け合い、高齢者にも役割が必要
・高齢者であってもちょっと元気、仕事がある場所を作る
・ご近所同士でいつも声かけあえるようにしよう
・向こう三軒両隣で、お互いの顔の見えるお互い気遣いあえる関係を作りたい
・子どもに気楽に声をかける大人をいっぱいつくろう
「おせっかいおばさん復活」
・子どもと老人の交流
・サロンのメニューづくり

○健康支援 ●×2
・ラジオ体操活動
・高齢者の健康
・ウォーキングクラブの結成

高齢者の生活支援
よろず支援事業
○日常生活支援 ●×8
・ゴミだし困難、電球等の交換困難、買物が不自由
・高齢者の日常の食事
・買い物弱者への支援
・高齢者事業団との連携中間支援(ファミリーサポートセンター的システム)
・運転ボランティア
・買い物、修理等簡単な助っ人(有料)
・元気な高齢者が高齢者を支援するシステム

○個別支援
・自治区と地区の社協の連携システム
・学校での一泊訓練の実施
・社会貢献活動の推進対策の実施
・地域病院の設置
・社協と一帯化の運動
・公園内へトイレ設置
・介護者(ケアラー)支援



エコライフDAYの実施内容検討し推進

エコライフ、アンケートの質問内容は次回同じで良

エコライフの基礎、学習の機会を作ろう

エコ運動は、主婦向け・子供向け・ドライバー向けなどに区別する

エコライフ、アンケートの配布方法、回収方法を再考して、次回実施

産業観光Gなどと交流

事業（作業）
ピーアール

花いっぱい運動展開、産業観光グループ、商工会議所と協働

産業観光Gより、みどり環境と交流会をしないかと提案いただいています

平地林が重要なので、植林をする、間伐材の活用、環境学習をする

林保全の技術講習

雑木林を活用した自然学習をしよう

整備後の枝・草の活用

子供達を現地で見学を

植林をもっと多くやって若返りを促進する

雑木林の整備地拡大により、機械導入も検討

集めた木くずで炭作りは

間伐材の活用に住み焼とか〇〇する

エコライフ推進

温暖化防止活動、グリーンカーテンコンテストの開催

エコライフは、自治会との協働

ゴミゼロデーの隔月実施

温暖化防止活動、エコクッキングコンテストの開催

公園整備の手伝い

雑木林の手入れから、公園の手入れに力を入れる

台風の後始末にグリーンサポートも手伝いできないか

公園に緑を

緑の公園づくり

自然を生かしたみどりの公園づくり

総合公園作りの町への提案

広場、ふれあいの森などで菊花展、生け花教室などを企画する

公園、ふれあいの森に住民を引きつけるような工夫設置（健康遊具、東屋コンク製など）

公園の改善提案

ほかのグループ、団体との共催

子どもの環境教育への大人のサポーター、お互いをつなぐコーディネーター

まちづくりネットの組換え、連携事業の統合など

こども又は親子への自然体験プログラムの提供

どんぐり苗木の育成（児童館、公民館との共催）

緑化

休耕地の町民活用の推進

新規事業、未耕作地、耕作放棄地を利用して三芳町イメージアップを考えて緑化を推進

雑木林の老化→ 林の再生をどんぐりの苗木でめざす

みどり環境分野

従来事業の継続・改善

- ・エコライフDAYの実施内容の検討、推進
- ・平地林の植林、間伐材の活用、環境学習
- ・産業、観光グループとの交流 ●×3
- ・公園整備の手伝い ●×4

新規事業テーマ

- ・みどりの公園づくり ●×1
- ・緑化推進 ●×1
- ・エコライフの推進
- ・他のグループ、団体との共催 ●×6

エコライフの推進、区長会との一層の連携

歩いて通りたい道、行ってみたい場には花がつきもの

農地の多い三芳の道は草が多い美しくする一つとして花いっぱい運動

休耕地活用、花いっぱい運動、観光産業G、商工会と協力「みよし花いっぱい咲かせ隊を組織」

どんぐり苗木を育てて、いずれ植林したい

林保全技術講習、刈り払い機、電動鋸 対象GS隊の希望者、講師谷毎月1回～2回

各グループとの合同まちづくり研究会が必要

地域住民の協力の必要性を無視できない、行政連絡区の協力が鍵

産業観光、農業を通じて交流

花いっぱい運動

休耕地活用 役場 - 地権者交渉
 花種類 - 春菜の花 秋ひまわり
 種活用 - 食用油は販売、給食利用、エタノール（行政で使用）
 種活用の利益の一部を地権者に払う
 作業主体 - みよし花咲かせ隊
 宣伝 - マスコミ活用？
 提供 - 商工会議所 検討

①エコライフ推進→区長会との連携

②花いっぱい運動 休耕地の利用 ●×16

③関連グループ間の話し合いの場づくり

重要テーマ

- 1) 自然を活かした公園づくり
- 2) 雑木林（やま）の活用と環境教育
- 3) エコライフの推進

都市安全分野

歩車道の整備

歩道の整備

歩道バリアフリー化(段差をなくす)

高齢者に安全な歩道の整備(車椅子でも可能な)

住宅地の道路整備

車いすが通りづらい道が多い

歩道の幅が狭い

三芳町全体で町道の幅が短いです

安全な歩道(車と歩行者の分離)

歩道がない道に大型トラックが通る

信号機

学校近くに歩行者信号がない心配

信号機の設置を

交通安全の信号機の設置を

防犯

街灯の整備(明るい道路)

町内全体に防犯灯が暗い

交番は、どこにあるのかわからない

地域への細かい呼びかけが町ではできない

農道に電燈をつけてほしい、点滅機(?)等で

夜間パトロール隊

自治会活性化

いつも隣近所で話し合いのできるまちづくり

自治会脱退等があるが、防災意識がないのか?小さいのか?

自治会脱退者の増加により、地域防災活動は自分たちで守ることが必要

高齢者でもできる協力方法は

その他

子どもの放射線からの守り、公園等の測

大きな自治体ではないので、目(声)が届きやすい

三芳町に花が少ないと思う

交通安全教育

自転車の交通安全マナー

自転車の乗り方マナーの講習会(右側通行、子ども2人含む、3人乗り)

電動車椅子危険(急に向きを変える)

交通安全教育を

裏道を自動車やタクシーがとぼしている

安全施設の整備

街路樹が多いので、カーブミラーが良い位置に設置できない

路面標示が薄いところが担当として把握できていない

都市計画道路の車止めが多すぎる

通学路の整備を

通過交通が多い町である

通学路の時間帯規制を緩めること

道路標識が見えないところもある

防災

災害時の食料の各区で心配

自主防災組織を

集会所の耐震診断を実施

緊急放送が聞こえにくい

地域の詳細な情報を町では、把握できない

町の防災計画の中で町民側でできる

町での災害避難訓練が少ない

避難支援活動のための支援マップ作りが必要では

70歳以上の独居生活の見守り

防災対の強化を

ハザードマップや避難誘導道路の作成

地域防災活動を活発にさせる活動

帰宅できなくなったとき泊る場所がわからない

避難場所をしらない

消火栓の標示が消えている

どこ地盤が弱いかわからない

安全・安心マップの見直し継続

老人対策

庁舎が藤久保地点より遠いため足が不便である

体力弱い人の買い物等の交通手段

都市安全分野 ※課題ごとに検討

1 歩車道の整備 ●×3

現状：全体的に狭い。歩道がない。車いすが通りにくい。

課題：用地確保が困難。町全体の交通体系が検討されていない。（現地把握）

協働は
むり

2 交通安全の問題

現状：自転車のマナーが悪い

課題：自転車の安全教育（特に成人に対して）

テーマ候補

3 信号機設置の件

現状：区画整理のスピードについていけない

課題：タイムリーに要望書提出と

協働は
むり

4 道路安全施設の整備

現状：通過交通が多い。標識が見えない。カーブミラーが見にくい。

路面標示が消えている。（現状把握）

課題：町全体の標識の点検

協働は
むり

5 防犯関係

現状：全体的に暗い。交番のありかが不明。

課題：防犯灯の全面的見直し

現状
把握

6 防災関係 ●×2

現状：高齢者等、弱者救済のしくみが不備、緊急放送が聴きにくい。

防災教育の不足。

課題：災害避難訓練の実施回数を増やす。地区毎の支援マップ作成。

有力テーマ候補

7 自治会活性化

現状：脱退者が多い。高齢化

課題：防災意識が薄い。隣近所の付き合いの親密化

8 老人対策

現状：体力が弱い人の買い物手段がない。庁舎への足がない（不便）。

現状
把握

9 その他(小規模意見)

現状：放射能測定の要望。町の中に花が少ない。

都市安全分野

〈テーマ1〉 防災（減災）活動

●×8

事業名 小規模単位の避難支援マップの作成

概要 50世帯を1単位とした高齢者、要援護者の把握マップ

協働相手 地域振興課、社会福祉協議会、自治会

事業名 災害避難訓練回数の増加(広域1回/年、各地域で1回/年)

概要 上記のとおり

協働相手 消防本部、地域振興課、自治会

〈テーマ2〉 交通安全教育

●×6

事業名 自転車の安全教育

概要 特に大人や高校生以上の方々への安全教育への実施

協働相手 警察、学校、地域振興課

産業観光分野

54

○観光への取り組み

三芳の歴史を知りたい
観光を推進してどんな利益があるのか？
町の情報発信が不足
観光業の推進
歩ける観光
三芳町に何があるのかわからない
公共施設のテレビで町の情報を常に映し出す
観光資源が乏しい
安心して歩ける道をつきたい
三芳の観光地してあるか？
映画ロケ地してあるか？
自転車で楽しめる
三芳のみどりをこれ以上なくしたくない
三芳の観光地があるのか
三芳町のツアー企画するとしたら何が？名所・景色
知らない。(すばらしい土地でいいものがあるが、知名度が低い)
バス等公共交通
自然にやさしい町づくり
散策ルートを決定し、定期的に開催して見所をPR
もっとパーキングエリアを活用したほうがいい

○観光と農業のコラボ

●×2

観光の促進による野菜(加工品含む)の販売
地元の農産物をもっと地元の人に知ってもらいたい
観光農業は？
道の駅(産直店)ができないか
農家レストランのようなものを作ってはどうか？最初は、お祭りなどでコンテストメニューを出して、顧客の反応をみる。
農業イベントはいいと思う
体験農業の進め

○加工品の推進

●×3

地産地消で全て表れる
B級品の活用方法
上富の農業センターに直売店を設けてはどうか？観光客の多い時だけのスポット的なもので良いが、農家へ誘導する案内所としても活用できる
B級グルメ取り扱い店の拡大
土産品を本グループで作成したい
加工品、さつま芋を使った加工品。たとえば、保存のできる焼き芋など
加工品販売店の充実
B級品の商品化(加工品)
三芳でとれた野菜で、名物を

○野菜市展望は？

●×1

みよしの野菜どんなものがあるのか
農家主体の産業観光グループ
三芳PAの活用できないか
値段が安くなった野菜などは、消費者にとってはうれしい
高齢者のための地元野菜の引き売り
野菜市を顔の見える化に(対面販売)
地産地消の取り組み
農家の参画
B級品野菜のとりくみ
野菜B級を低価格で販売する

ネット販売(野菜)(加工品)

○若い世代の参加

若い世代が、まちづくりメンバーにいない
後継者育成
参加者・参加者が少ない
若い人の不足、消費者生産者をどう集めるか

産業観光分野

? 次の事業何にするか?

○若い人との協力体制 ●×5

大学との協働を考える

(観光経営学科創設に伴う協力体制)

農業後継者の若手とのつながり

○野菜市の充実 ●×8

方法として

・販売拠点の増(移動販売)

・みよしっ子野菜のブランドを売り出す

(地元でPR後、ネットなど拡大の方法を考える)

・加工品 (B級グルメを含む)

・農家との交流

○三芳の観光 ●×12

散策ルートの開発

(サイクリングロードの整備)

町の情報発信を活発に

教育文化分野

文化 ●×2

文化活動の活性化

三芳の文化、認識（何があるか）、伝承（これから）

社会教育など

社会教育と生涯学習

生涯学習、運動で頭も体も元気で過ごせるように

(中学)部活に外部指導者を

(小学)クラブ活動にも外部指導者を

体系的な市民講座がほしい

学校教育の支援活動

子どもと大人外国の方に対して

すばらしい事業もPR不足

近隣のコミュニケーション不足

外国人の日本語教育

スポーツ振興 ●×2

生涯スポーツの普及

スポーツの大会などを企画してもいつもおなじ人しか集まらない

高齢者向けスポーツの普及

生涯スポーツの充実（高齢者スポーツ対策）

子どもたちの体力の低下が感じられる。

体育施設の充実と利用

体力の低下

三芳小の体育館の開放

体育館のフィットネスの参加者が増えてきた

ボランティア ●×10

ボランティアの育成

コーディネーターがない

様々なボランティアが横のつながりを持つ

誘いあつての声かけが難しい→声運動

活動メンバーが増加しない

地域と学校（諸機関、施設）をつなぐコーディネーターが必要

体験活動（環境）教育を支える大人の支援者

子どもへの学習支援

学校と児童館（学童）の協力

地域の自然を楽しめるようなプログラム

地域での子どもの成長を見守る→居場所を含めて

「寺子屋」の経営を充実させるプランを考えて下さい。

放課後、子ども教室のあり方

子ども達への環境教育や地域性をいかした体験活動の機会が少ない

子どもの環境教育（地域性）

学校応援 ●×2

学校応援団の充実

学童応援団は必要か？

家庭教育 ●×3

不登校児童の相談

不登校の子供がまだ多いのでは

家庭教育の強化

子どもの躰

・町の財政削減の為の協働があるか

・子ども（青少年）の地域参加が少ない。

・市民ニーズ対応した協働ができていない？（行政側・市民側のニーズ把握ができていないか）

③住民参加事務事業調査の結果概要

分野		①住民参加又は団体委託の状況					②住民参加手法の内訳										主な事務事業名
		住民主体	住民参加	団体委託	協働★(新)	委員公募	研究★(新)	企画立案	運営	実施	実行委員会	WS又は意見交換会★(新)	評価	単純補助	その他		
政策	◎現状も今後も○現状		7			1	1	2				2	4			まちづくり懇話会、町補助金公募制度、政策研究所、意見交換型世論調査、	
	●今後検討		5			1		3					2			行政評価、みどりの三富地域づくり行政連絡事務、指定管理者制度	
広報	◎現状も今後も○現状			1												声の広報作成	
	●今後検討		1					1								広報の取材	
総務・管財	◎現状も今後も○現状		1	1		1										特別職報酬等審議会、庁舎等敷地除草業務	
	●今後検討		1						1							町単独による職員研修	
人権・平和・共同参画	◎現状も今後も○現状		3	2	2	2		4	4	7						国際親善、「共に生きるセミナー」開催、情報誌「まなざし」発行、外国人生活相談	
	●今後検討		1				1				1	1				国際平和	
協働	◎現状も今後も○現状	1	1	1	1	1		3	2	3	2	1				協働のまちづくり住民ネットワーク支援、協働のまちづくり学習会	
	●今後検討				1											淑徳大学との連携	
自治	◎現状も今後も○現状	2		2				2	4	2	1					彩の国コミュニティ協議会、みよしまつり、集会所利用申請事務、集会所管理運営等	
	●今後検討																
防犯・防災	◎現状も今後も○現状	3	1					1	1	1				1		防犯活動支援、地域防犯パトロール支援、自主防災組織支援、防犯灯の設置管理	
	●今後検討																
スポーツ	◎現状も今後も○現状	2						3	3	3	3					学校体育施設開放事務(利用調整会)、体育施設利用調整事務	
	●今後検討	4		1		3		2	2	1	1					体育祭等団体事業支援事務、(仮称)スポーツ基本計画の策定、生涯スポーツ活動促進事業事務	
福祉	◎現状も今後も○現状	1	1	3	1			2	3	2	1			1		日本赤十字社に関する事務、聞こえに関するシンポジウム、社会福祉協議会補助、埼玉県入間東地区福祉有償運送運営協議会	
	●今後検討																
高齢者	◎現状も今後も○現状		3	6												老人デイサービス事業、老人保護措置事業、在宅介護支援センター運営委託、ゲートボール大会(春季・秋季)	
	●今後検討																
介護	◎現状も今後も○現状	1	7	2		3		1	3	2				1	7	介護相談員事務、地域包括支援センター運営協議会事務、いもっこ体操事業、認知症サポーター養成事業	
	●今後検討																
健康	◎現状も今後も○現状	3	4	18		1		5	5	2					13	特定健康診査・後期高齢者健康診査、個別検診・生保健康診査、予防接種・高齢者インフルエンザ、妊婦健康診査、休日急患診療所運営事業、三芳医師会、食育、赤ちゃん全	
	●今後検討																
子育て	◎現状も今後も○現状	11	9	3		2		1	2	5	1		1	3	10	りんりんネット、児童虐待防止発生予防事業、三芳町次世代育成支援対策地域協議会、三芳町ファミリー・サポート事業、保育所事業(絵本読み聞かせ等)	
	●今後検討	2	30					3		3				25		児童館運営事業、学童運営事業	
環境	◎現状も今後も○現状	4		1	1	1				3					1	ごみゼロ運動、不法投棄防止看板設置等事業、不法投棄処分事業	
	●今後検討	2				1					1					三芳町広域ごみ処理施設等検討委員会、エコライフDAY	
産業	◎現状も今後も○現状	5			1						4					産業祭、世界一の羊祭り大会、協働のまちづくり産業観光グループ	
	●今後検討															産業祭に関する事務	
交通	◎現状も今後も○現状	2	4	2		1		1	2	3					1	三芳町交通審議会、街路所等維持管理、花壇植栽委託、東入間交通安全協会三芳支部、三芳町交通安全母の会	
	●今後検討		1					1								サイン計画実施事務、屋外広告物の簡易撤去	
都市計画	◎現状も今後も○現状	1	1	4		1		1	5	5						市民管理協定(里の山守)管理事業、子供広場管理運営事務、都市公園等清掃管理業務委託、都市公園花壇植栽業務委託	
	●今後検討	1	2					1	1	1			1			地区計画、建築協定、公共下水道事業(再評価)	
学校	◎現状も今後も○現状	6		2				5	2	5					1	中学生社会体験チャレンジ事業、防犯対策(児童・生徒)強化事業、自主防犯パトロール事業、部活動ボランティア指導員配置事業、児童生徒及び教職員健康診断事務	
	●今後検討	2				1		1	1	1	1	1				通学路、学校評価	
青少年	◎現状も今後も○現状	13	4					9	1	8	1			5		青少年問題協議会事務、ボランティア活動支援センター事務(ジュニアボランティア育成事務)、非行防止パトロール支援事業、青少年育成推進員活動支援事業	
	●今後検討	3	4					1						3		子どもドッジボール大会審判講習会事務、町民会議運営事務	
文化財	◎現状も今後も○現状	2	3					2	3	3						郷土芸能伝承活動事業、郷土芸能保存協議会運営、三富塾活動ボランティアの会運営	
	●今後検討					1		1	1		1					文化財保護審議委員会、文化財および資料館等における教育普及活動	
社会教育	◎現状も今後も○現状	8	2	1		1		5	5	3	4					社会教育委員会議事、文化協会活動支援事務、三芳町人権教育推進協議会事務、町民文化祭実行委員会、文化振興事業、生涯学習関連講座事務(淑徳大学連携事業)	
	●今後検討																
公民館	◎現状も今後も○現状	14	6					6	4	10				3		公民館入門・サークル支援事業、高齢大学、各種公民館事業	
	●今後検討		1						1	7						各種公民館事業	
図書館	◎現状も今後も○現状	2	4					3	3	3				4		ブックスタート、お話し会、ぐりぐらタイム	
	●今後検討		1													絵本と人形の部屋(1.2歳の部、3~8歳の部)	
歴史民俗資料館	◎現状も今後も○現状		2							2				1		イベント開催、来館者案内・解説業務	
	●今後検討	7	3					5		4	2	3		4		資料等展示公開企画、記録写真等撮影、各事業企画・実施	
住民参加等の事業の合計		102	113	50	7	22	2	75	58	90	24	6	11	50	33		
内訳	◎現状も今後も○現状	81	63	49	6	15	1	56	52	72	17	3	6	18	33		
	●今後検討	21	50	1	1	7	1	19	6	18	7	3	5	32	0		

住民参加団体委託事業272事業 ※住民参加の手法の合計371

	割合	住民主体	住民参加	団体委託	協働★(新)	委員公募	研究★(新)	企画立案	運営	実施	実行委員会	WS又は意見交換会★(新)	評価	単純補助	その他	住民参加手法の割合
◎現状も今後も○現状	計73.2%	29.8%	23.2%	18.0%	2.2%	4.0%	0.3%	15.1%	14.0%	19.4%	4.6%	0.8%	1.6%	4.9%	8.9%	73.6%
●今後検討	計26.9%	7.7%	18.4%	0.4%	0.4%	1.9%	0.3%	5.1%	1.6%	4.9%	1.9%	0.8%	1.3%	8.6%	0.0%	26.4%
住民参加の割合		37.5%	41.5%	18.4%	2.6%	5.9%	0.5%	20.2%	15.6%	24.3%	6.5%	1.6%	3.0%	13.5%	8.9%	

三芳町協働のまちづくり条例

平成20年3月12日・条例第1号

前文

三芳町は、みどり豊かな環境のもと、多くの先人たちの英知と努力によって歴史と文化はぐくまれ、ぬくもりを実感できるまちとして発展してきました。人々のくらしと自然が調和した美しい風土は何ものにもかえがたい住民の貴重な財産であり、これを子孫に引き継いでいくことは、私たちみんなの願いです。

この財産を守り育てるとともに、自立した活力のあるまち、住民自らが誇れる魅力あるまちとしてさらに発展していくために、私たちは、なお一層努力していかなければなりません。それには、より多くの住民がまちづくりの主役として参加し、住民と町が「パートナー」として信頼関係を築き、それぞれの役割を認識し合いながら、協働でまちづくりを進めていく必要があります。

住民一人ひとりの感性や豊かな経験がまちづくりに活かされる環境を目指して、様々な立場の住民がまちづくりの情報を共有し、様々な場面で知恵と力を出し合い、尊重し合って主体的に行動することをまちづくりの基本とするため、この条例を定めます。

目的

第1条 この条例は、住民と町の協働によるまちづくりに関し基本的な事項を定めることにより、まちづくり活動への住民参加を促進し、住民自治の実現に寄与することを目的とします。

定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 住 民 次に掲げるものをいいます。
 - ア 町内に在住、在勤又は在学する個人
 - イ 町内で事業を営み、又は活動を行う個人、法人その他の団体
- (2) 住民参加 住民が自らの意志を反映させることを目的として、町の施策・事業の企画立案、実施又は評価の過程に主体的に関わることをいいます。
- (3) 協 働 住民と町がそれぞれ自らの果たすべき役割を自覚して、対等の立場で協力し合い、補完し合って行動することをいいます。

基本理念

第3条 まちづくりは、次の各号に掲げる理念に基づき、協働で行われることを基本とします。

- (1) まちづくりは、住民参加の機会が平等に与えられるように進められなければなりません。
- (2) まちづくりは、住民と町が情報を共有し、役割と責任を分担しながら進められなければなりません。
- (3) まちづくりは、住民と町が対等なパートナーとして、相互の立場を尊重しながら進められなければなりません。

住民の権利

第4条 住民は、町政の情報を知る権利、町政に参加する権利及び町政について学ぶ権利を有します。

住民の役割

第5条 住民は、まちづくりの当事者として、まちづくり活動への積極的な参加と良好な地域コミュニティの形成に努め、協働のまちづくりに協力します。

町の責務

第6条 町は、町政運営に当たって、住民参加の機会を確保するよう努めなければなりません。

- 2 町は、町政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく住民に提供し、住民がまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めなければなりません。

個人情報

第7条 住民と町は、三芳町個人情報保護条例に基づき、協働のまちづくりの推進過程で生じる個人情報を適切に取り扱わなければなりません。

議会の役割

第8条 議会は、住民の意思が町政に適切に反映されるよう調査及び監視を行い、総合的な観点から政策を審議して町の意思を決定します。

住民参加の方法

第9条 町は、協働のまちづくりを推進するため、住民参加の方法等を規定した制度を定めます。

協働推進体制

第10条 町は、協働のまちづくりを推進するため、委員会その他の必要と認める組織又は機関を設置します。

協働推進計画

第11条 町は、協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、協働推進計画を策定しなければなりません。

2 町は、協働推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

その他

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

この条例は、平成20年6月1日から施行します。

協働のまちづくり条例施行規則

【趣 旨】

第1条 この規則は、三芳町協働のまちづくり条例(以下「条例」といいます。)第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めます。

【法人その他の団体】

第2条 条例第2条第1号イの法人その他の団体は、営利法人のほか、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 行政連絡区、自治会等の地域コミュニティ組織
- (2) NPO、農業協同組合、生活協同組合、社会福祉協議会等の公益的法人又は団体
- (3) 大学、幼稚園等の教育研究機関
- (4) まちづくり活動、ボランティア活動等を主な目的とした地域団体又はサークル
- (5) その他政治、宗教又は営利を目的とせず、自発的かつ自立的に公益活動を行う集団

【地域コミュニティ】

第3条 条例第5条の地域コミュニティは、行政連絡区、自治会その他の近隣社会とします。

【住民参加の方法等を規定した制度】

第4条 条例第9条の住民参加の方法等を規定した制度は、次の各号に掲げる住民参加のしくみとします。

- (1) 住民と町がまちづくりの情報を共有し、又は住民から広く意見を聴く住民参加のしくみで、次に掲げるもの
ア まちづくり懇話会
町の重要な計画、施策・事業その他町政全般について住民と町長が意見交換を行う制度

イ 情報公開制度

三芳町情報公開条例に基づき、町の保有する情報を住民の請求により公開するほか、広報やホームページ等を利用して情報を積極的に提供する制度

ウ 出前講座等まちづくり学習制度

住民の要請により、町職員を住民が主催する集会、学習会等に派遣して、まちづくり学習を支援する制度

エ 審議会等会議の公開制度

地方自治法第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関及びこれに準ずる機関の会議を住民に公開する制度

オ 地域懇談会

町が主要な計画又は施策・事業を策定する際に、住民に内容の説明や情報提供を行い、住民の意見を広く聴き、当該計画又は施策・事業に反映する制度

カ 町長への手紙

住民の視点からまちづくりの課題を直接町長に提案する制度

(2) 町が政策等を形成する過程に住民の参加を促進するしくみで、次に掲げるもの

ア パブリック・コメント手続制度

三芳町パブリック・コメント手続条例に基づき、町が基本的な方針若しくは計画を策定し、又は条例若しくは規則の制定等を行う際に、住民の意見を広く募集し、これらに反映する制度

イ 審議会等委員公募制度

町が第1号エに規定する会議の委員を任命する際に、構成委員の一部又は全部を広く住民から募集する制度

ウ まちづくり提案制度

町がまちづくりのモデルとなる事業等について、住民から広く提案を募集し、これらの提案のなかから補助、委託等により事業を実施し、住民の地域コミュニティや自主的なまちづくり活動を支援する制度

エ ワークショップ手法等による施策立案会議制度

町が主要な施策・事業を策定する際に、住民を公募し、ワークショップ(住民と町が相互に議論等を行うことにより、案を作り上げていく手法をいいます。)等を駆使して当該施策・事業を立案する制度

(3) 町が実施する事業に住民の参加を促進するしくみで、次に掲げるもの

ア 事業の企画委員会又は実行委員会制度

町の事業に住民の視点を導入することを目的として、住民が主体となった企画委員会又は実行委員会を組織し、事業の企画、運営等を一任する制度

イ 事業サポーター制度

町が実施する事業において、当該事業分野に関心が高い、又は精通している住民が当該事業のスタッフとして実践に関わる制度

ウ 協働のまちづくり登録制度

住民の知識、経験等をまちづくりに活かすことを目的として、人材、団体等を登録する制度

(4) 町が施策・事業を評価する段階に住民の参加を促進するしくみで、次に掲げるもの

ア 住民モニター制度

町が実施している、又は実施した施策・事業に対して、住民が感想、アイデア等を寄せる制度

イ 住民意識調査

町が主要な施策・事業を策定するに際し、調査項目を設定し広く住民から意見を収集し、住民の意識の傾向を把握・分析して当該施策・事業に反映する制度

ウ 行政評価制度

町が実施する、又は実施した施策・事業に対して、住民が評価に関わる制度

(5) 前4号までに掲げるものを除くほか、条例の目的を達成するための住民参加のしくみで、町長が必要と認めたもの

2 町長は、町が実施する施策・事業について、協働による取り組みが必要であると判断したときは、前項各号に掲げる住民参加のしくみから当該施策・事業に適切なものを複数選択して実施します。

3 第1項各号に掲げる制度の運用等に関し必要な事項は、他の条例、規則その他の規程に別段の定めがある場合を除き、この規則の施行の日から平成23年度までの間を目途に町長が計画的に定めます。

【必要な組織又は機関の設置】

第5条 条例第10条の委員会その他の必要と認める組織又は機関は、次の各号に規定するものとします。

(1) 協働のまちづくり住民ネットワーク

住民を中心として構成する協働推進組織で、まちづくりへの住民参加について情報交流及び支援を行うとともに、町と連携して効果的な協働手法や協働事業について検討し、また、自ら実践することを目的として設置されるもの

(2) 協働推進本部

町職員により構成する協働推進組織で、前号の組織を支援するとともに、条例第9条の住民参加の方法等を規定した制度の策定、協働関連の施策・事業の推進のほか、協働全般について各課の調整及び組織的な検討を行うことを目的として設置されるもの

(3) その他町長が必要と認める組織又は機関

2 前項に規定する組織又は機関の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

【委任】

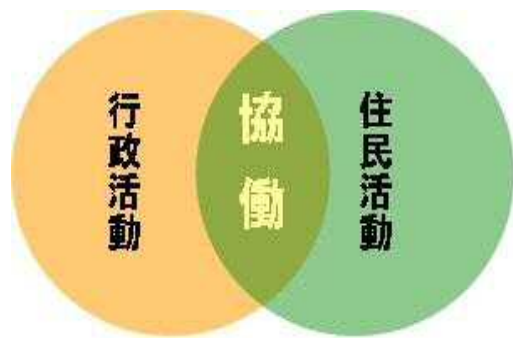
第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

この規則は、平成20年6月1日から施行します。

H20
6月1日

協働のまちづくり条例 施行!

～みんなのまちづくりプロジェクトがスタート～



【条例の概要】

「協働のまちづくり条例」は、住民参加によるまちづくりをうたった理念条例であるため、町条例で初めて「前文」を掲載し、親しみやすいよう「ですます調」を採用しました。

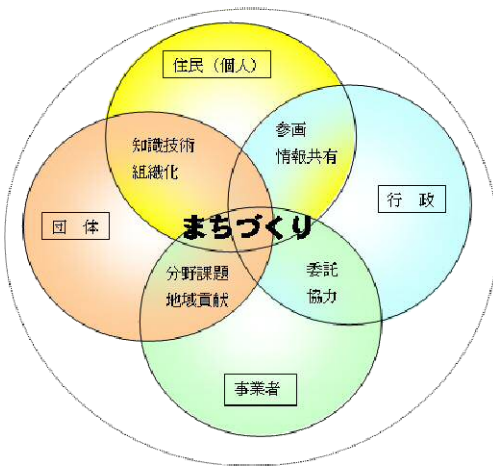
【協働って何？ どうして条例にしたの？】

「協働」とは、行政だけが公共サービスを担うのではなく、住民・団体・企業など地域の構成員が役割を分担し、それぞれの特長を活かしながらまちづくりに貢献する考え方です。パートナーシップとも呼びます。まちづくり情報の共有とお互いの尊重が大原則です。

こうした協働の考え方（理念）をみんなで共有し、住民参加によるまちづくり活動の輪を広げていくため、条例化しました。

(前文)
三芳町は、みどり豊かな環境のもと、多くの先人たちの英知と努力によって歴史と文化がはぐくまれ、ぬくもりを実感できるまちとして発展してきました。人々のくらしと自然が調和した美しい風景は、何ものにもかえがたい住民の貴重な財産であり、これを子孫に引き継いでいくことは私たちみんなの願いです。この財産を守り育てるとともに、自主した活力のあるまち、住民自らが誇れる魅力あるまちとしてさらに発展していくために、私たちはなお一層努力していかなくてはなりません。それには、より多くの住民がまちづくりの主役として参加し、住民と町が「パートナー」として信頼関係を築き、それぞれの役割を認識し合いながら、協働でまちづくりを進めていく必要があります。

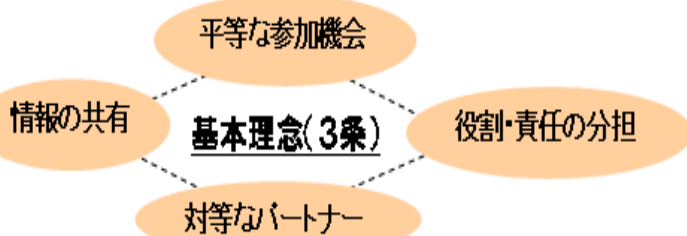
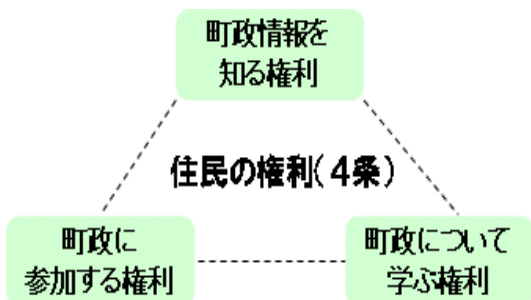
住民一人ひとりの感性や豊かな経験がまちづくりに活かされる環境を目指して、様々な立場の住民がまちづくりの情報を共有し、様々な場面で知恵と力を出し合い、尊重し合って主体的に行動することをまちづくりの基本とするため、この条例を定めます。



目的と定義(1条・2条)

住民のまちづくり参加の促進と住民自治の実現

- 【住民】 町内の個人と団体 (企業・大学を含む)
- 【住民参加】 まちづくりの企画立案～事業実施～評価に住民が関わること
- 【協働】 住民と町が役割分担し、対等に協力し相互に補完し合っ て行動すること



住民の役割(5条)



※このほか、行政や議会の役割として住民参加や協働の環境整備などを規定しています。(6条～8条)

協働推進の経過

平成17年度
住民参加で総合振興計画の施策を立案

- まちづくりワークショップ
- まちづくり地域懇談会、まちづくり団体懇談会
- まちづくり提案 (提案箱・メール・郵便)

平成18年度
手づくりの「第4次総合振興計画」がスタート

- 将来像「みんながつくる みどり いきいきぬくもり のまち」
- 重点施策「協働プロジェクト」に基づき、協働のまちづくり研究員を住民公募
- ・年間12回の研究会と2回の公開学習会を開催
- ・協働のまちづくり研究報告(協働条例案を含む)を町長に提出

平成19年度
協働推進本部を設置

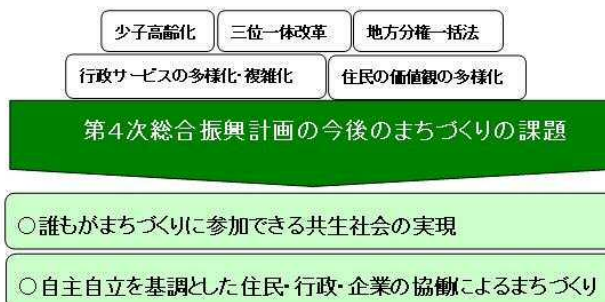
- 協働のまちづくり推進計画策定(研究報告に基づく)
- 情報共有・意見公募制度として「パブリック・コメント条例」を施行
- 協働のまちづくりネットワーク準備会スタート
- ・「協働のまちづくりネットワーク」の組織・事業について検討
- ・まちづくりワークショップ(2回)開催
- 淑徳大学とのまちづくり協定調印
- 協働のまちづくり条例制定(3月議会)

【協働のまちづくり推進計画の概要】

住民研究報告で提言した協働のしくみを具体化するため、平成19年10月に協働推進本部が策定。

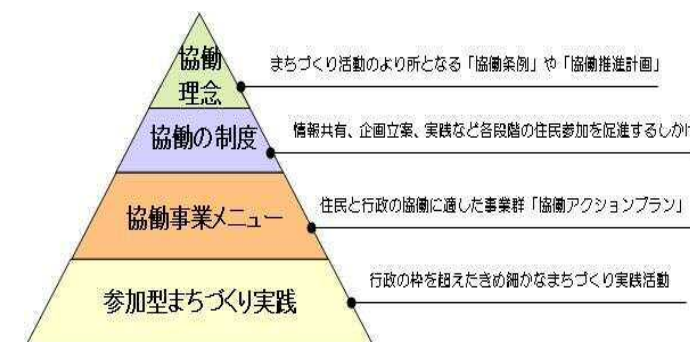
- 計画期間 平成19年度～23年度(5年間)
- 協働のルール策定
 - ◇協働のまちづくり条例の制定
 - ◇協働のまちづくりを推進する制度
- 協働推進体制の整備
 - ◇住民の協働ネットワーク
 - ◇行政の協働推進本部
- 協働のまちづくり事業の立案
 - ◇協働アクションプランの策定(事業メニュー)

計画策定の目的



パートナーシップのまちづくり
(協働プロジェクトの具体化)

協働ルールの体系



発行 埼玉県三芳町 平成20年5月
編集 三芳町行政改革・協働推進本部
協力 協働のまちづくりネットワーク準備会
<三芳町地域振興課>
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1
TEL 049-258-0019/FAX 049-274-1053
URL: <http://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp>
e-mail: chiiki@town.saitama-miyoshi.lg.jp

※「協働のまちづくり条例」「協働のまちづくり推進計画」「第4次総合振興計画」は、町ホームページ・役場4階情報資料室・各出張所・各公民館・図書館・歴史民俗資料館で閲覧することができます。

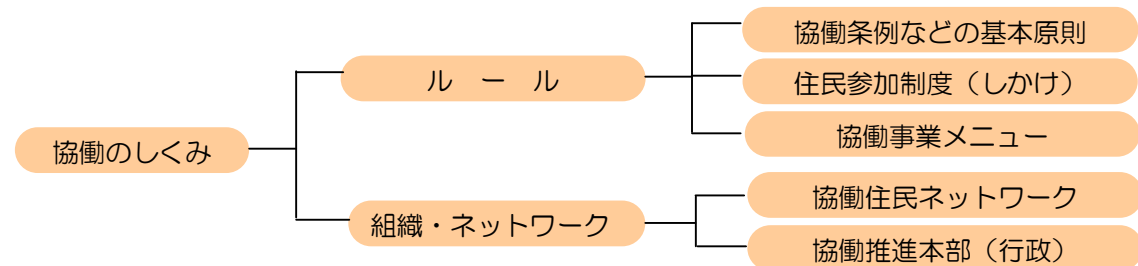
まちづくりネットワークに参加しよう！



協働のしくみ

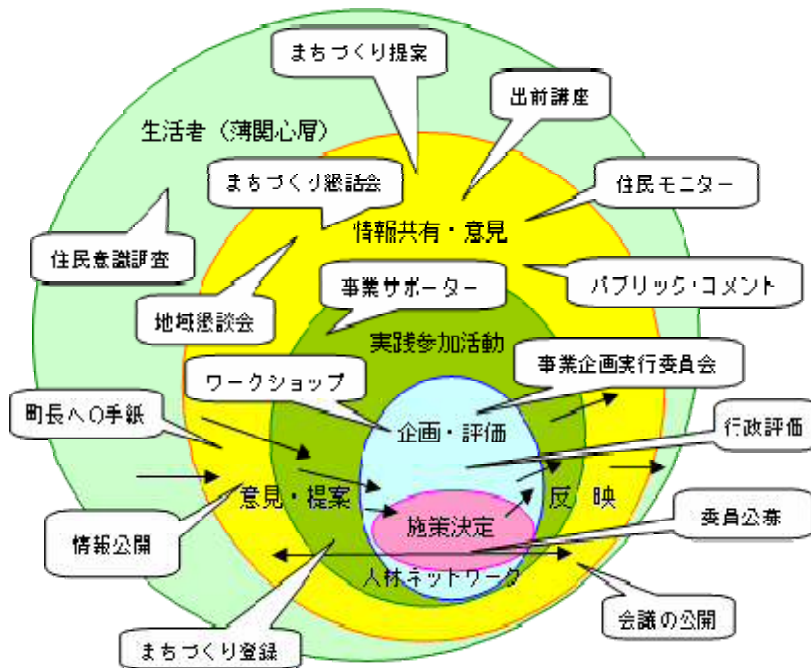
※「協働のまちづくり推進計画」より

立場の異なる者同士が心をひとつにしてまちづくりに取り組むためには、ルールや推進体制が必要になります。ルールはみんなで育てていきます。また、ネットワークは住民誰でも参加できることが基本です。



<まちづくりワークショップ>

住民参加を促進する制度（条例9条）

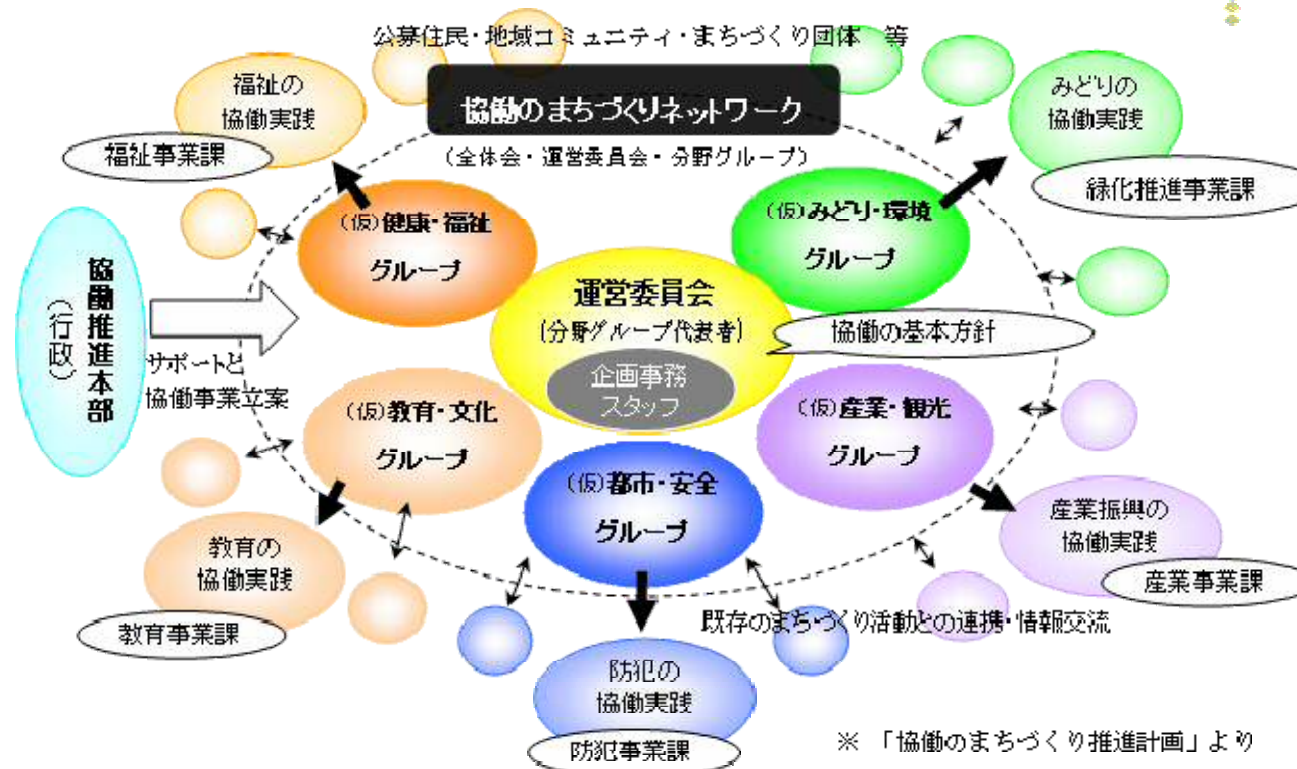


まちづくりは、福祉や健康、子育てや教育、防犯・防災、環境、産業など多分野におよびます。皆さんが何らかの形でまちづくりに関われるよう、事業の段階ごとに住民参加の方法を制度化していきます。

- 1 情報共有及び広聴の制度
- 2 事業実践段階への参加制度
- 3 事業企画～決定過程への参加制度
- 4 事業評価段階の参加制度

協働の推進体制（条例10条）

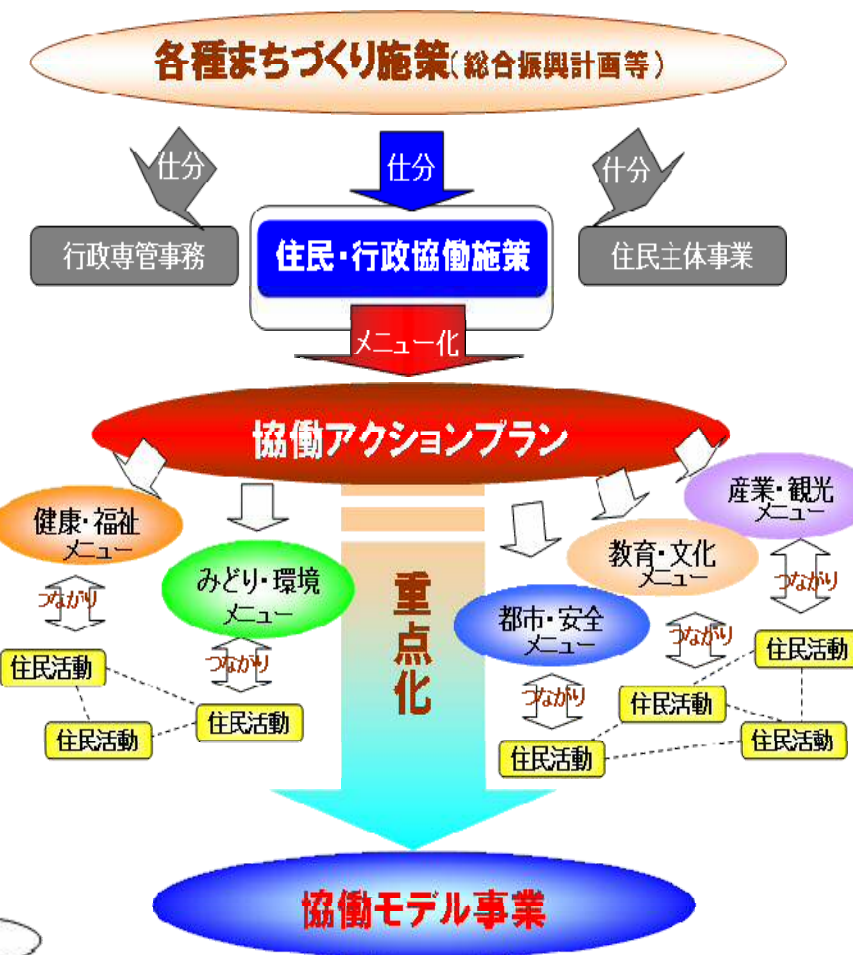
住民主体のまちづくりネットワークと行政の協働推進本部が連携して、協働のまちづくりを推進していきます。「協働のまちづくりネットワーク」には住民が誰でも参加でき、分野グループへの登録により、協働に適した事業のメニュー化やモデル事業の企画実施、活動相互の連携や情報収集発信などの活動を行います。7月1日広報みよしで募集開始予定です。



※「協働のまちづくり推進計画」より

協働の事業化プロセス

※「協働のまちづくり推進計画」より



<雑木林の市民管理協定>

三芳町と淑徳大学との連携協力に関する包括協定書

三芳町と淑徳大学(以下「両者」という。)は、包括的な連携協力に合意した証としてここに協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、両者が包括的な連携協力のもと、まちづくり分野全般にわたって資源の相互活用と人的交流を行い、もって協働により地域社会の発展、地域人材の育成及び学術の振興に貢献することを目的とする。

(協力事項)

第2条 両者は、次の事項について、相互に協力するものとする。

- (1) 協働のまちづくりに関する事項
- (2) 環境及び産業に関する事項
- (3) 健康及び福祉に関する事項
- (4) 教育、文化及びスポーツに関する事項
- (5) 人材の育成及び学術の振興に関する事項
- (6) その他、両者が必要と認める事項

(協議事項)

第3条 連携協力細目等の具体的事項については、両者が個別に協議して定めるものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、3年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに、両者のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(その他)

第5条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、両者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者が署名押印のうえ、各々その1通を保有するものとする。

平成19年10月27日

埼玉県入間郡三芳町

三芳町長 鈴木英美



学校法人大塚淑徳学園

淑徳大学 学長 長谷川匡俊

